（中期目標期間終了後の事業報告書の提出に係る事項）

第六条　機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項）

第七条　機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを経済産業省及び原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（業務方法書に記載すべき事項の特例）

第二条　機構法附則第八条第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第八条第一項及び第二項に規定する業務に関する事項とする。

○文部科学省令・原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条第一項後段及び第三十一条第一項後段の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令

第二条第二項中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この項において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この項において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの（以下「事故由来放射線障害予防等」という。）」を「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの」に改める。

第四条第二項中「事故由来放射線障害予防等」を「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの」に改める。

附　則

この命令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十条第三項及び第百四十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し及び同条第一項中「環境改善室及び電離放射線労働者健康対策室並びに」を「電離放射線労働者健康対策室及び」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第三十六条の見出し及び同条第一項中「化学物質評価室」を「化学物質評価室及び環境改善室」に改め、同条に次の二項を加える。

4　環境改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働衛生に関する登録型式検定機関の組織及び運営一般に関すること。

二　有害物に係る労働安全衛生法第六十五条に規定する作業環境測定に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

5　環境改善室に、室長を置く。

第六十四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「地域移行・障害児支援室」を「障害児・発達障害者支援室」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、同項第二号中「、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助」を削り、「こと」の下に「（企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「増進」の下に「（同法の規定による障害児相談支援を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する「発達障害者」をいい、発達障害児（同法に規定する「発達障害児」をいう。）を除く。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

第六十四条の二第三項中「地域移行・障害児支援室」を「障害児・発達障害者支援室」に改める。

第五百七十七条中「感染症情報センター」を「感染症疫学センター」に、「生物活性物質部」を「真菌部」に改める。

第五百九十一条（見出しを含む。）中「生物活性物質部」を「真菌部」に改める。

第六百条（見出しを含む。）中「感染症情報センター」を「感染症疫学センター」に改める。

第六百五十一条の表塩原視力障害センターの項を削る。

第七百九十七条の見出し及び同条第一項中「特定独立行政法人等審査官」を「特定独立行政法人審査官」に改め、同条第四項柱書き中「特定独立行政法人等審査官」を「特定独立行政法人審査官」に改め、同項第二号中「及び国有林野事業を行う国の経営する企業」を削り、同項第三号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第五項中「特定独立行政法人等審査官」を「特定独立行政法人審査官」に改める。

第八百一条中

「国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部支援企画課
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立訓練部生活訓練課
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局理療教育・就労支援部理療教育課」

を「国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所」に改める。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。